

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和七年十一月十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年八月十二日奈良県指令高土第三〇一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十月二十八日高土第一一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷七八六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷一二一九番地一

長谷川達也

長谷川香澄